

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                     |
|-------|--------------------------|
| 6     | 東松山市 固定資産税に関する事務 重点項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東松山市は、固定資産税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

固定資産税関連事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結することで万全を期している。

## 評価実施機関名

埼玉県東松山市長

## 公表日

令和4年6月7日

## 項目一覧

|                      |
|----------------------|
| I 基本情報               |
| II 特定個人情報ファイルの概要     |
| (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目 |
| III リスク対策            |
| IV 開示請求、問合せ          |
| V 評価実施手続             |
| (別添2) 変更箇所           |







|                      |  |                    |              |                      |  |             |            |           |   |
|----------------------|--|--------------------|--------------|----------------------|--|-------------|------------|-----------|---|
| システム6～10             |  |                    |              |                      |  |             |            |           |   |
| システム6                |  |                    |              |                      |  |             |            |           |   |
| ①システムの名称             | 住民基本台帳ネットワークシステム   |                    |              |                      |  |             |            |           |   |
| ②システムの機能             | <p>1. 本人確認情報の更新<br/>         既存住民記録システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。</p> <p>2. 本人確認<br/>         特例転入処理や住民票の写しの広域交付等を行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。</p> <p>3. 個人番号カードを利用した転入(特例転入)<br/>         転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。</p> <p>4. 本人確認情報検索<br/>         統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>5. 機構への情報照会<br/>         全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>6. 本人確認情報整合<br/>         本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。</p> <p>7. 送付先情報通知<br/>         個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住民記録システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。</p> <p>8. 個人番号カード管理システムとの情報連携<br/>         機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。</p> |                    |              |                      |  |             |            |           |   |
| ③他のシステムとの接続          | <table border="0"> <tr> <td>[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] 宛名システム等</td> <td>[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td>[ ] その他 (</td> <td>)</td> </tr> </table>   | [ ] 情報提供ネットワークシステム | [ ] 庁内連携システム | [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム | [ ] 宛名システム等 | [ ] 税務システム | [ ] その他 ( | ) |
| [ ] 情報提供ネットワークシステム   | [ ] 庁内連携システム   |                    |              |                      |  |             |            |           |   |
| [ ] 住民基本台帳ネットワークシステム | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム   |                    |              |                      |  |             |            |           |   |
| [ ] 宛名システム等          | [ ] 税務システム   |                    |              |                      |  |             |            |           |   |
| [ ] その他 (            | )  |                    |              |                      |  |             |            |           |   |
| システム11～15            |  |                    |              |                      |  |             |            |           |   |
| システム16～20            |  |                    |              |                      |  |             |            |           |   |

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| <b>3. 特定個人情報ファイル名</b>             |  |
| 固定資産税ファイル、統合宛名ファイル                |  |
| <b>4. 個人番号の利用 ※</b>               |  |
| 法令上の根拠                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一 16の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一主務省令) 第16条</li> </ul>   |
| <b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b> |  |
| ①実施の有無                            | <p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;<br/> 1) 実施する<br/> 2) 実施しない<br/> 3) 未定</p>   |
| ②法令上の根拠                           | <p>(特定個人情報の照会根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二 27の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(別表第二主務省令) 第20条</li> </ul> <p>(特定個人情報の提供根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号 別表第二 1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85-2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項</li> <li>・別表第二主務省令 第1、2、3、4、6、7、8、10、12、13、14、16、19、20、21、22、22-3、22-4、23、24、24-2、24-3、25、26-3、27、28、31、31-2、31-3、32、33、34、35、36、37、38、39、39-2、40、43、43-3、43-4、44、44-5、45、47、49、49-2、51、53、54、55、58、59、59-2-2、59-2-3、59-3、59-4条</li> </ul> |
| <b>6. 評価実施機関における担当部署</b>          |  |
| ①部署                               | 総務部 課税課  |
| ②所属長の役職名                          | 課長   |
| <b>7. 他の評価実施機関</b>                |  |
|                                   |  |

## II 特定個人情報ファイルの概要

| 1. 特定個人情報ファイル名     |  |
|--------------------|--|
| 固定資産税ファイル、統合宛名ファイル |  |
| 2. 基本情報            |  |
| ①ファイルの種類 ※         | [ システム用ファイル ]<br><選択肢><br>1) システム用ファイル<br>2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)  |
| ②対象となる本人の数         | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上  |
| ③対象となる本人の範囲 ※      | 地方税法第343条及び同法第702条第2項に規定する納税義務者等並びに同法第355条及び同法第702の5条に規定する納税管理人  |
| その必要性              | 地方税法、その他の地方税法に関する法律及びこれらに基づく条例のうち、固定資産税等に関する事務を適正に遂行するため。  |
| ④記録される項目           | [ 100項目以上 ]<br><選択肢><br>1) 10項目未満<br>2) 10項目以上50項目未満<br>3) 50項目以上100項目未満<br>4) 100項目以上   |
| 主な記録項目 ※           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報<br/>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( 技術的事項:エラーコードなど )</li> </ul> |
| その妥当性              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号、その他識別情報(内部番号)<br/>課税対象者を正確に特定し、課税するため。</li> <li>・4情報、連絡先(電話番号等)、その他住民票関係情報<br/>納税通知書等を確実に送付するため。</li> <li>・地方税関係情報<br/>固定資産税賦課のための課税根拠とするため。</li> </ul>   |
| 全ての記録項目            | 別添1を参照。  |
| ⑤保有開始日             | 平成28年1月1日  |
| ⑥事務担当部署            | 総務部 課税課  |



| 3. 特定個人情報の入手・使用   |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
|-------------------|---|-------|--|----------|---------------|----------------|-----------------|-------------------|
| ①入手元 ※            | <input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人<br><input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( 市民課(住民基本台帳) )<br><input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( 法務局 )<br><input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 他の地方公共団体等 )<br><input type="checkbox"/> 民間事業者 ( )<br><input type="checkbox"/> その他 ( )  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ②入手方法             | <input type="checkbox"/> 紙 [ <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ<br><input type="checkbox"/> 電子メール [ <input type="checkbox"/> 専用線 [ <input type="checkbox"/> 庁内連携システム<br><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム<br><input type="checkbox"/> その他 ( )  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ③使用目的 ※           | 固定資産税等課税のための課税資料を正確に把握し、賦課決定をするため。  |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ④使用の主体            | 使用部署 総務部 課税課  |       |  |          |               |                |                 |                   |
|                   | 使用者数 [ 10人以上50人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;">1) 10人未満</td> <td style="width: 50%;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>   | <選択肢> |  | 1) 10人未満 | 2) 10人以上50人未満 | 3) 50人以上100人未満 | 4) 100人以上500人未満 | 5) 500人以上1,000人未満 |
| <選択肢>             |   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| 1) 10人未満          | 2) 10人以上50人未満   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| 3) 50人以上100人未満    | 4) 100人以上500人未満   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| 5) 500人以上1,000人未満 | 6) 1,000人以上   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ⑤使用方法             | <p>地方税法の規定に基づき、固定資産税の課税客体である土地、家屋、償却資産の賦課期日(1月1日)時点の状況を調査し、評価及び賦課を行う。関連して税額の更正、減免等の処理、各種申告書・届出書の受理、各種証明書の発行を行う。</p> <p>本業務においては、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 固定資産(土地・家屋・償却資産)の評価及び賦課に関する事務</li> <li>2) 固定資産税、都市計画税の納税の通知に関する事務</li> <li>3) 固定資産税、都市計画税の非課税、減免に関する事務</li> <li>4) 固定資産税、都市計画税の調定に関する事務</li> <li>5) 固定資産税、都市計画税に係る申告書・届出書等に関する事務</li> <li>6) 固定資産税、都市計画税に係る証明書の発行に関する事務</li> <li>7) 固定資産税、都市計画税に係る(名寄帳、縦覧帳簿、評価調書等)の作成に関する事務</li> </ol> |       |  |          |               |                |                 |                   |
| 情報の突合             | 入手した各種課税資料に記載された課税対象者情報と登録されている宛名情報を突合し、特定する。   |       |  |          |               |                |                 |                   |
| ⑥使用開始日            | 平成28年1月1日   |       |  |          |               |                |                 |                   |

| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 |  |   |
|----------------------|--|---|
| 委託の有無 ※              | [ 委託する ] <選択肢><br>1) 委託する 2) 委託しない<br>( 4 ) 件  |   |
| 委託事項1                | 固定資産税システム運用・保守   |   |
| ①委託内容                | 当初賦課決定・更正に伴う課税計算、各種帳票の出力、税制改正に伴うシステム改修   |   |
| ②委託先における取扱者数         | [ 10人以上50人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上  |   |
| ③委託先名                | AGS株式会社  |   |
| 再委託                  | ④再委託の有無 ※  | [ 再委託する ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない   |
|                      | ⑤再委託の許諾方法  | 事前に書面による申出を受け、承諾をする。なお、再委託先でのセキュリティ対策等に問題が生じた場合や委託先においての内製化が実現した場合は再委託を承諾しない。 |
|                      | ⑥再委託事項   | 固定資産税納税通知書等の封入封緘  |
| 委託事項2～5              |  |   |
| 委託事項2                | 償却資産申告データにおけるパンチ業務   |   |
| ①委託内容                | 償却資産申告結果にかかる固定資産税償却資産情報のデータ入力に関すること  |   |
| ②委託先における取扱者数         | [ 50人以上100人未満 ] <選択肢><br>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満<br>3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満<br>5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 |   |
| ③委託先名                | AGS株式会社  |   |
| 再委託                  | ④再委託の有無 ※  | [ 再委託しない ] <選択肢><br>1) 再委託する 2) 再委託しない  |
|                      | ⑤再委託の許諾方法  |   |
|                      | ⑥再委託事項   |   |
| 委託事項6～10             |  |   |
| 委託事項11～15            |  |   |
| 委託事項16～20            |  |   |

| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) |   |
|------------------------------|---|
| 提供・移転の有無                     | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 62 ) 件 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( 19 ) 件<br>[ ] 行っていない         |
| 提供先1                         | 番号法第19条第8号別表第二の第一欄に規定される者(別紙1参照)  |
| ①法令上の根拠                      | 番号法第19条第8号別表第二(別紙1参照)   |
| ②提供先における用途                   | 番号法第19条第8号別表第二の第二欄に規定される事務  |
| ③提供する情報                      | 固定資産税関係情報   |
| ④提供する情報の対象となる本人の数            | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                         |
| ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲           | 地方税法第343条及び同法第702条第2項に規定する納税義務者等並びに同法第355条及び同法第702の5条に規定する納税管理人   |
| ⑥提供方法                        | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( ) |
| ⑦時期・頻度                       | 照会があった都度  |
| 提供先2～5                       |   |
| 提供先6～10                      |   |
| 提供先11～15                     |   |
| 提供先16～20                     |   |
| 移転先1                         | 番号法第9条第1項別表第一の上覧に規定される者(別紙2参照)  |
| ①法令上の根拠                      | 番号法第9条第1項別表第一(別紙2参照)  |
| ②移転先における用途                   | 番号法第9条第1項別表第一の下覧に規定される事務(別紙2参照)   |
| ③移転する情報                      | 固定資産税関係情報   |
| ④移転する情報の対象となる本人の数            | [ 1万人以上10万人未満 ]<br><選択肢><br>1) 1万人未満<br>2) 1万人以上10万人未満<br>3) 10万人以上100万人未満<br>4) 100万人以上1,000万人未満<br>5) 1,000万人以上                         |
| ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲           | 地方税法第343条及び同法第702条第2項に規定する納税義務者等並びに同法第355条及び同法第702の5条に規定する納税管理人   |
| ⑥移転方法                        | [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線<br>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)<br>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙<br>[ ] その他 ( )       |
| ⑦時期・頻度                       | 当初課税計算、異動更正の都度  |
| 移転先2～5                       |   |
| 移転先6～10                      |   |
| 移転先11～15                     |   |
| 移転先16～20                     |   |

## 6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

- ・ICカード及び管理簿により入退室管理を行っているサーバ室内に設置されたサーバ内で保管している。
- ・サーバへのアクセスは不正アクセスを禁止するため、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証が必要となる。
- ・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。
- ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

## 7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 固定資産税賦課情報ファイル

- ・算定団体コード
- ・調定年度
- ・年度分
- ・通知書番号
- ・履歴連番
- ・義務者宛名番号
- ・義務者共有連番
- ・科目コード
- ・科目詳細コード
- ・課税標準額固定土地計
- ・課税標準額都計土地計
- ・課税標準額固定家屋計
- ・課税標準額都計家屋計
- ・新築軽減課税標準額
- ・課税標準額償却資産計
- ・固定資産課税標準額合計
- ・都市計画税課税標準額合計
- ・都市計画税軽減対象課税
- ・固定資産税額
- ・都市計画税額
- ・新築軽減税額
- ・減免税額
- ・減免前税額
- ・都市計画税軽減税額
- ・都市計画税減免税額
- ・都市計画税減免前税額
- ・差引年税額
- ・国保用税額
- ・減免率
- ・減免事由
- ・土地免税点区分
- ・家屋免税点区分
- ・償却資産免税点区分
- ・個法区分
- ・最新区分
- ・削除区分
- ・共有合算区分
- ・団体内外区分
- ・区分所有税額固定資産税
- ・区分所有税額都市計画
- ・按分納付書作成区分
- ・按分元納付額
- ・共有番号
- ・共有番号連番
- ・特1区分
- ・特2区分
- ・特3区分
- ・共有按分税額
- ・義務者重複統一用宛名番号
- ・義務者重複統一用共有連番

2. 固定資産税土地情報ファイル

- ・土地コード
- ・土地連番
- ・最新区分
- ・登録区分
- ・データ種別
- ・名義人宛名番号
- ・名義人氏名
- ・名義人住所
- ・名義人共有連番
- ・名義人区分
- ・義務者重複統一用宛名番号
- ・義務者宛名番号
- ・義務者共有連番
- ・名義人重複統一用宛名番号
- ・算定団体コード
- ・大字コード
- ・小字コード
- ・地番記号1
- ・地番本番
- ・地番記号2
- ・地番枝1
- ・地番記号3
- ・地番枝2
- ・地番特殊
- ・地番特殊2
- ・登記地目
- ・課税地目
- ・比準地目
- ・登記地積
- ・課税地積
- ・小規模地積
- ・非住宅地積
- ・画地地積
- ・住宅個数
- ・用途地区
- ・住宅用地区分
- ・登記受付日
- ・登記原因日
- ・登記事由
- ・沿革日
- ・沿革事由
- ・地図番号1
- ・地図番号2
- ・地図番号3
- ・地図番号4
- ・分合筆区分
- ・評価分割事由
- ・評価分割地積
- ・評価分割按分率
- ・課税計算区分
- ・基準課税年度
- ・基準課税標準額
- ・都計基準課税標準額
- ・前年課税標準額
- ・特例区分
- ・特例開始年
- ・課税区分
- ・都計課税区分
- ・減免区分
- ・市街化区分
- ・都市計画区分
- ・農振区分
- ・訂正区分
- ・地籍調査区分
- ・課税分割区分
- ・削除区分
- ・賦課開始年度
- ・エントリー種別
- ・土地コード異動前
- ・土地連番異動前
- ・土地コード異動後
- ・土地連番異動後
- ・減免率
- ・名義人優先区分
- ・宅地比準区分
- ・国調地積

3. 固定資産税家屋情報ファイル

- ・家屋コード
- ・家屋連番
- ・同棟本番
- ・同棟枝番
- ・最新区分
- ・データ種別
- ・管理番号
- ・義務者宛名番号
- ・義務者共有連番
- ・義務者重複統一用宛名番号
- ・算定団体コード
- ・沿革日
- ・沿革事由
- ・大字コード
- ・小字コード
- ・地番記号1
- ・地番本番
- ・地番記号2
- ・地番枝2
- ・地番記号3
- ・地番枝2
- ・地番特殊1
- ・地番特殊2
- ・構造コード
- ・種類コード
- ・屋根コード
- ・用途コード1
- ・用途コード2
- ・用途コード3
- ・用途コード4
- ・地上階数
- ・地下階数
- ・床面積全体
- ・床面積一階
- ・住居部分床面積
- ・建築年月日
- ・改築年月日
- ・増築年月日
- ・特例区分
- ・特例開始年
- ・課税区分
- ・課税区分限年
- ・市街化区分
- ・都市計画区分
- ・都計課税区分
- ・賦課開始年度
- ・削除区分
- ・訂正区分
- ・減免区分
- ・減免区分限年
- ・主従区分
- ・棟数区分
- ・貸家区分
- ・価格変更区分
- ・軽減不適用区分
- ・新築軽減床面積
- ・新築軽減戸数
- ・新築軽減限年
- ・調査本番
- ・調査枝番
- ・一画地コード
- ・エントリー種別
- ・減免率

4. 固定資産税償却資産情報ファイル

- ・算定団体コード
- ・義務者宛名番号
- ・課税年度
- ・義務者重複統一用宛名番号
- ・事業種目
- ・資本金
- ・事業開始年月
- ・係り名
- ・係り電話番号
- ・税理士名
- ・税理士電話番号
- ・短縮耐用年数有無
- ・増加償却届出有無
- ・非課税該当資産有無
- ・課税標準特例の有無
- ・特別償却有無
- ・償却方法
- ・青色申告の有無
- ・資産所在地1
- ・資産所在地2
- ・資産所在地3
- ・資産所在地4
- ・借用資産の有無
- ・貸主氏名
- ・事業所用家屋の所有区分
- ・屋号
- ・申告区分
- ・申告受付日
- ・優先区分
- ・償却資産決定区分
- ・大規模区分
- ・決算月(上期)
- ・決算月(下期)
- ・備考1
- ・備考2
- ・備考3
- ・備考4
- ・整理番号



| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託  |   | [ ] 委託しない  |
|---|---|--|
| リスク: 委託先における不正な使用等のリスク  |   |  |
| 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定   | [ 定めている ]   | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない                                      |
| 規定の内容   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・目的外利用の禁止</li> <li>・再委託の禁止</li> <li>・個人情報の取扱いの制限及び提供先の限定</li> <li>・個人情報の安全管理責任体制の構築と維持</li> <li>・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる</li> <li>・個人情報の取扱いについて、チェックを行った上で定期報告をする</li> <li>・必要に応じて、当市が委託先の監査又は検査を行うことができる</li> <li>・従事者に対する個人情報保護、情報セキュリティ教育及び研修の実施</li> </ul> |  |
| 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保   | [ 特に力を入れて行っている ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない 4) 再委託していない |
| 具体的な方法  | ・再委託の際には事前の協議書を提出させ、特定個人情報の取扱いについての覚書やセキュリティチェック表等を添付書類としてあわせて提出させることで取扱い状況を確認している。   |  |
| その他の措置の内容   |   |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている                   |
| 特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |   |  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限<br/>閲覧や更新権限を持つ者を必要最小限にする。<br/>閲覧や更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。<br/>閲覧や更新の履歴(ログ)を取得し、不正使用ができないようにする。</li> </ul> |   |  |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)   |   | [ O ] 提供・移転しない   |
| リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク   |   |  |
| 特定個人情報の提供・移転に関するルール   | [ ]   | <選択肢><br>1) 定めている 2) 定めていない                                      |
| ルール内容及びルール遵守の確認方法   |   |  |
| その他の措置の内容   |   |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている                   |
| 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |   |  |
|   |   |  |

| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続   |  | [ ] 接続しない(入手)                         | [ ] 接続しない(提供) |
|---|--|---------------------------------------|---------------|
| リスク1: 目的外の入手が行われるリスク  |  |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容  | <p>中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。<br/> (※2) 番号法別表第二及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。<br/> (※3) 中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p> |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| リスク2: 不正な提供が行われるリスク   |  |                                       |               |
| リスクに対する措置の内容  | <p>中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを当該システムから取得し、中間サーバにも格納のうえ、当該リストにより許可された特定個人情報の提供要求であるか確認する。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際は、当該システムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付する。</li> <li>・特に慎重な対応が求められる情報については、自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定する。</li> <li>・中間サーバの職員認証及び権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかにログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容が記録されるため、不適切な接続端末の操作やオンライン連携を抑制する仕組みとなっている。</li> </ul> <p>※情報提供機能: 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供要求の受領及び情報提供を行う機能</p>   |                                       |               |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>3) 課題が残されている | 2) 十分である      |
| 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置   |  |                                       |               |
| <p>中間サーバ・ソフトウェアにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバの職員認証及び権限管理機能では、ログイン時の職員認証のほかに、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</li> <li>・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</li> </ul> <p>中間サーバ・プラットフォームにおける措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバと既存住民記録システム、情報提供ネットワークシステムの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> <li>・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守及び運用を行う事業者における情報漏洩等のリスクを極少化する。</li> </ul> |  |                                       |               |



| 7. 特定個人情報の保管・消去   |  |  |
|---|--|--|
| リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク  |  |  |
| ①事故発生時手順の策定・周知  | [ 十分に行っている ]   | <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |
| ②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか  | [ 発生あり ]   | <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし                             |
| その内容  | 特定個人情報に係る委託業務において再委託についての法令違反  |  |
| 再発防止策の内容  | 委託業務における契約書に盛り込まれた特定個人情報に係る特記事項による各種報告書等の提出を求めるとともに、再委託を承諾するにあたっては再委託先への実地調査等を行い、委託先及び再委託先の適正な監督を行う。 |  |
| その他の措置の内容   |  |  |
| リスクへの対策は十分か   | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている 2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置  |  |  |
| <p>保管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ICカード及び管理簿により入退室管理を行っているサーバ室内に設置されたサーバ内で保管している。</li> <li>・サーバへのアクセスは不正アクセスを禁止するため、ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証が必要となる。</li> <li>・中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。</li> <li>・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</li> </ul> <p>消去</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報等の重要な情報資産については、物理的破壊又はデータ消去ソフト等の使用により、情報資産を復元できないように消去を行うこととしている。</li> <li>・保存期間を過ぎた申請書・帳票等、紙媒体の特定個人情報については、溶解処理を行い廃棄する。</li> <li>・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</li> <li>・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</li> </ul> |  |  |

|                        |  |
|------------------------|--|
| <b>8. 監査</b>           |  |
| 実施の有無                  | [ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査  |
| <b>9. 従業者に対する教育・啓発</b> |  |
| 従業者に対する教育・啓発           | [    十分に行っている    ]                      <選択肢><br>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない   |
| 具体的な方法                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員に対して情報セキュリティ研修等を実施している。</li> <li>・端末へのログインについてはICカード及び静脈認証により限られた職員のみが操作できるよう制限している。</li> <li>・特定個人情報においてはICカード及び静脈認証のほか、別途申請により参照権限を限定的に付与している。</li> <li>・各課にセキュリティリーダーを配し、セキュリティ面での情報共有を実施している。</li> </ul> |
| <b>10. その他のリスク対策</b>   |  |
|                        |  |

## IV 開示請求、問合せ

| 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |  |
|--------------------------|--|
| ①請求先                     | 東松山市 総務課<br>〒355-8601<br>住所: 埼玉県東松山市松葉町1-1-58<br>電話: 0493-23-2221<br>FAX: 0493-24-6123<br>e-mail: somuka@city.higashimatsuyama.lg.jp |
| ②請求方法                    | 指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。   |
| ③法令による特別の手続              |  |
| ④個人情報ファイル簿への不記載等         |  |
| 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |  |
| ①連絡先                     | 東松山市 課税課<br>〒355-8601<br>住所: 埼玉県東松山市松葉町1-1-58<br>電話: 0493-23-2221<br>FAX: 0493-23-2238<br>e-mail: HMY011@city.higashimatsuyama.lg.jp |
| ②対応方法                    | 問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。   |

## V 評価実施手続

| 1. 基礎項目評価             |   |
|-----------------------|---|
| ①実施日                  | 令和1年10月31日  |
| ②しきい値判断結果             | [ 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) ]<br><選択肢><br>1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる<br>2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施)<br>3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施) |
| 2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】 |   |
| ①方法                   |   |
| ②実施日・期間               |   |
| ③主な意見の内容              |   |
| 3. 第三者点検【任意】          |   |
| ①実施日                  |   |
| ②方法                   |   |
| ③結果                   |   |

